

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号) 1

改 正 案	現 行
（輸出の承認） 第二条（略） 2 経済産業大臣は、別表第二の三〇の項の中欄に掲げる貨物について前項第一号の規定による承認をするには、あらかじめ、農林水産大臣の同意を得なければならない。 3（略） （特例） 第四条 法第四十八条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（第二号ホ及びへに掲げる貨物を除く。）については、この限りでない。 一 五（略） 二 五（略） 1・2（略） 附 則 3 令和九年四月十三日までの間は、第二条第一項第一号の二中「別表第二の二に掲げる貨物（別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の北朝鮮を仕向地とする」とあるのは「北朝鮮を仕向地とする貨物（別表第二の一、一九から二一の三まで、二五、三〇	（輸出の承認） 第二条（略） 2 経済産業大臣は、別表第二の三〇及び三三の項の中欄に掲げる貨物について前項第一号の規定による承認をするには、あらかじめ、農林水産大臣の同意を得なければならない。 3（略） （特例） 第四条 法第四十八条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（第二号ホに掲げる貨物を除く。）については、この限りでない。 一 五（略） 二 五（略） 1・2（略） 附 則 3 令和九年四月十三日までの間は、第二条第一項第一号の二中「別表第二の二に掲げる貨物（別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の北朝鮮を仕向地とする」とあるのは「北朝鮮を仕向地とする貨物（別表第二の一、一九から二一の三まで、二五、三〇

、三五から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。の」と、第四条第三項第二号ハ中「及び第三号」とあるのは「に掲げる貨物のうち、北朝鮮を仕向地とするもの及び同表第三号」と、同条第四項中「適用しない」とあるのは「適用しない。ただし、北朝鮮を仕向地とする貨物については、この限りでない」と、別表第二の二中「第二条、第四条」とあるのは「第四条」と読み替えるものとする。

別表第一（第一条、第四条関係）

	一 二 三	二 三	四
貨物	(略)	(一) (略) (二) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの 10 1～9 (略) ペプチドの合成を行うための装置	(略)
地域	(略)	(略)	(略)

、三三、三五から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。の」と、第四条第三項第二号ハ中「及び第三号」とあるのは「に掲げる貨物のうち、北朝鮮を仕向地とするもの及び同表第三号」と、同条第四項中「適用しない」とあるのは「適用しない。ただし、北朝鮮を仕向地とする貨物については、この限りでない」と、別表第二の二中「第二条、第四条」とあるのは「第四条」と読み替えるものとする。

別表第一（第一条、第四条関係）

	一 二 三	二 三	四
貨物	(略)	(一) (略) (二) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの 1～9 (略) (新設)	(略)
地域	(略)	(略)	(略)

別表第二（第二条、第四条、第十二条関係）	五			
	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(十九) (略) (二十) ほぼ等しい割合の複数の元素で構成された合金の粉又は耐火性のある金属の粉（二及び四の項の中欄に掲げるものを除く。）若しくはその合金の粉（二及び四の項の中欄並びに（五）に掲げるものを除く。）			
	(略)			
	六			
	(略)			
	(略)			
	七			
	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(十) (略) (十一)～(十二) ファイルドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、組立品又は装置 (十三)～(二十五) (略)			
	(略)			
	六 八 一			
	(略)			
	(略)			

別表第二（第二条、第四条、第十二条関係）	五			
	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(十九) (略) (新設)			
	(略)			
	六			
	(略)			
	(略)			
	七			
	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(十) (略) (新設) (十一)～(二十五) (略)			
	(略)			
	六 八 一			
	(略)			
	(略)			

	一 ～ 二	三	三 四 ～ 五
貨物	(略)	削除	(略)
地域	(略)		(略)

別表第七（第四条関係）

	一	二	三
貨物の区分	(略)	別表第二の一九の項の中欄に掲げる貨物	(略)
金額	(略)	五万円	(略)

	一 ～ 二	三	三 四 ～ 五
貨物	(略)	うなぎの稚魚	(略)
地域	(略)	全地域	(略)

別表第七（第四条関係）

	一	二	三
貨物の区分	(略)	別表第二の一九及び三三の項の中欄に掲げる貨物	(略)
金額	(略)	五万円	(略)